

技術資料作成説明書
【一般競争入札版】

令和 8 年 7 月版

東日本高速道路株式会社
関東支社

【改訂履歴】

※赤文字の箇所が今回改訂の箇所になります。

改訂	適用公告日	項目	主な改訂内容
令和8年2月版	2026.2.18		技術評価対象項目の項目名称及び競争参加希望者について、統一した文言へ変更
令和8年7月版	2026.7.1	5.(1)	同種工事の実績で「試験調整」を求めている場合の文言を変更
令和8年7月版	2026.7.1		技術評価対象項目の項目名称及び記載上の注意事項の文言を変更

技術資料作成説明書（一般競争入札版）

この技術資料作成説明書（技術資料様式）は、入札方式が「一般競争入札」の場合で、「共通入札公告」2-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成に係る作成方法を示すものである。

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書及び申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこととする。なお、証明書類は5の各項目に示す書類をPDF形式（ファイル名、作成サイズは自由）で提出を行うこととする。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
様式 1	競争参加資格確認申請書	様式 1_申請書（会社名）	A4 判	PDF
様式 2	担当者連絡先届	様式 2_担当者連絡先届（会社名）	A4 判	PDF
様式 3	技術資料	様式 3_技術資料（会社名）	－	xlsx

2. 様式のデータファイル提供について

申請書の各様式のうち技術資料（競争参加確認申請書様式 3）は、xlsx 形式ファイル（Microsoft 社の「Excel2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）、その他のファイルは docx 形式ファイル（Microsoft 社の「Word2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）で提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

申請書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照することとする。

申請書及び証明資料の提出に関する留意事項：次の 1) 及び 2) のとおりとする。

1)： 申請書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。

2)： PDF 形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。

《PDF ファイルの作成》

① NEXCO 東日本から提供された docx 形式のデータファイルに必要事項を記載する。

② 上記①により作成したデータを紙印刷又は PDF 形式印刷をするとする。

③ 上記②で紙印刷した場合はスキャナ等により PDF 化するとする。

4. 申請書の作成

(1) 申請書及び証明書一覧表

提出が必要となる申請書及び証明資料の作成は、入札方式に応じ下表の番号に示す留意事項及び注意事項を参照することとする。なお、詳しくは、入札公告（説明書）で提出を求めている内容を確認すること。

様式 番号	様式名称及び証明資料等		自動落札方式	総合評価落札方式	
				高度技術提案 型	技術提案評価 型
競争参加 資格確認 申請書 様式 1	競争参加資格確認申請書		4. (2). 1)	4. (2). 1)	4. (2). 1)
競争参加 資格確認 申請書 様式 2	担当者連絡先届		4. (2). 2)	4. (2). 2)	4. (2). 2)
競争参加 資格確認 申請書 様式 3	技術 資料	競争参加希望者の同種 工事の施工実績	5. (1). 1) 5. (1). 2)	5. (1). 1) 5. (1). 2)	5. (1). 1) 5. (1). 2)
		製造予定業者の同種機 器の納入実績	5. (2)	5. (2)	5. (2)
		保守技術支援体制	5. (3)	5. (3)	5. (3)

(2) 申請書の作成に関する留意事項

申請書の作成に関する留意事項は次の 1) から 3) のとおり。

1) : 様式 1 「競争参加資格確認申請書」

本説明書に添付している様式 1 「競争参加資格確認申請書」を参考に作成することとする。

2) : 様式 2 「担当者連絡先届」

本説明書に添付している様式 2 「担当者連絡先届」を参考に作成することとする。

3) : 様式 3 「技術資料」

本説明書に添付している様式 3 「技術資料」及び本説明書「5. 様式 3 「技術資料」記載上の留意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

5. 様式 3「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか競争参加希望者各自でチェックすることとする。

(1) 競争参加希望者の同種工事の施工実績

1) 単体又は特定JVの代表者

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
同種工事	入札公告（説明書）で指定する競争参加希望者に求める同種工事の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。	☐
	【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。	☐
	【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が65点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
証明資料	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
	⑥ 【同種工事の実績で「試験調整」を求めている場合】 ・「試験調整の実施に適用した諸基準名」に“同種工事の設計図書に記載された諸基準名”を記載した場合は、「試験調整」を実施したことが確認できる証明資料の添付は不要とする。 ・なお、「機器の納入」・「機器の設置」を実施したことが確認できる証明資料は、下記証明資料①・②に従い添付すること。	☐
	①当該工事のコリンズ竣工登録時の「登録内容確認書」（以下、「登録内容確認書」という。）を添付すること。 ②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。 記載上の注意事項⑥において、試験調整の実施に適用した諸基準名が同種工事の設計図書に記載が無いなどの事象により記載できない場合は、試験調整を実施したことが確認できる証明資料（「試験調整」の実施を求めていることが判断できる特記仕様書・設計図等）の添付を行うこと。	☐

	③評定点合計を発注者から通知された写し（以下「評定通知書」という。）を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び受渡しが完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	□
	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	⑤必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

2) 特定JVの構成員【入札公告（説明書）で特定JVの競争参加を認め、かつ、該当する場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
同種工事	入札公告（説明書）で指定する競争参加希望者に求める同種工事又は同種工事（緩和）の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種工事が単独の場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績を1件記載すること。	☐
	【求める同種工事が複数あって、かつ同一工事での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事であること。	☐
	【求める同種工事が複数であるが、同一工事での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した同種工事の施工実績をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	☐
	②記載した同種工事の評定点合計が 65 点未満の工事、並びに評定点が付与されていない工事でないこと。	☐
	③記載した同種工事が共同企業体の構成員としての実績の場合は、次のイ) 又はロ) に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が 20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。	☐
	④契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
	⑤NEXCO 東日本が発注した、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事でないこと。	☐
証明資料	⑥【同種工事の実績で「試験調整」を求めている場合】 ・「試験調整の実施に適用した諸基準名」に“同種工事の設計図書に記載された諸基準名”を記載した場合は、「試験調整」を実施したことが確認できる証明資料の添付は不要とする。 ・なお、「機器の納入」・「機器の設置」を実施したことが確認できる証明資料は、下記証明資料①・②に従い添付すること。	☐
	①登録内容確認書を添付すること。	☐
	②登録内容確認書では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。 記載上の注意事項⑥において、試験調整の実施に適用した諸基準名が同種工事の設計図書に記載が無いなどの事象により記載できない場合は、試験調整を実施したことが確認できる証明資料（「試験調整」の実施を求めていることが判断できる特記仕様書・設計図等）の添付を行うこと。	☐
	③評定通知書を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完成及び受渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を添付することができない場合は、入札公告	☐

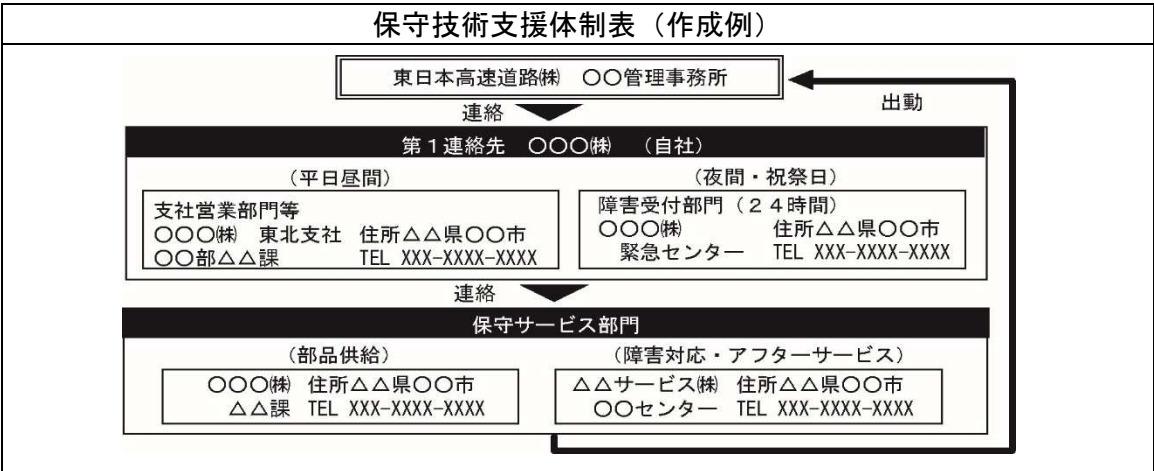
	(説明書)に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前(休日を除く)までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前(休日を除く)までに書留郵便等により提出すること。	
	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	⑤必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

(2) 製造予定業者の同種機器の納入実績【入札公告（説明書）で機器製作の納入実績を求めている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した下記の同種機器の納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において納入予定の製造予定業者が同種機器の納入実績を有すること。		
同種機器	入札公告（説明書）で指定する同種機器の内容による。	
記載上の注意事項	①競争参加希望者自ら同種機器を製造する場合は、「同種機器の製造予定業者」欄に「自社製造」と記載すること。また、同種機器を入札公告（説明書）で指定された年度以降に納入した実績を1件記載すること。	☐
	②競争参加希望者自ら同種機器を製造せず他社へ製造を委託し納入する予定の場合は、「同種機器の製造予定業者」欄に「製造予定業者名」を記載すること。また、製造予定業者が同種機器を入札公告（説明書）で指定された年度以降に納入した実績を1件記載すること。	☐
証明資料	①同種機器を納入した実績がコリンズで確認できる場合は、登録内容確認書を添付すること。	☐
	②登録内容確認書では、同種機器の納入実績が確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書等」で同種機器の納入実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること。	☐
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その通知日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完成及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	④必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

(3) 保守技術支援体制【機器製作で納入実績を求める場合】

機器の故障又はシステムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。		
記載上の注意事項	①機器の故障又はシステムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う「会社名」・「組織名」・「所在地」を記載すること。	☐
	②保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、「会社名」・「組織名」・「競争参加希望者との関係」を記載すること。なお、依頼する会社が複数いる場合は代表的な 1 社について記載すること。	☐
証明資料	①機器の保守技術支援体制表（下記作成例参照）を作成し添付すること。 保守技術支援を行う会社以外の関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても、関連が具体的にわかるように流れ図方式で明記すること。 また、所在地及び連絡先も併記すること。	☐
	②必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐



以上